

別紙

諮問第1812号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第1～20次報告」の子ども虐待による死亡（および重症）事例等の検証調査票の「事件発生日」「死亡（重症）日」と「都道府県」「市」「区」の部分。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和6年8月19日付けで行った本件一部開示決定及び本件不開示決定について、それぞれの取消しを求めるものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から3までについて、条例7条2号及び6号に該当するとして本件一部開示決定を行うとともに、別表2に掲げる本件請求文書について、保存年限満了により存在しないとして本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和7年1月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年3月7日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年12月26日（第264回第二部会）から令和8年4月24日（第267回第二部会）まで、4回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

ア 死亡（及び重症）事例等の検証調査票等について

国は原則として年1回、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第  
〇次報告」を公表している。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第1～20次報告」に係る  
子ども虐待による死亡（及び重症）事例等の検証調査票（以下単に「調査票」とい  
う。）は、国からの調査依頼に基づき、毎年、各児童相談所が作成したものを実施  
機関が取りまとめ、国に提出した文書である。

都は調査票とは別に、都独自に作成した事例の検証結果に係る報告書（以下「都  
報告」という。）を作成し、公表している。

イ 本件一部開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる本件対象公文書1から3まで  
を特定し、同表に掲げる本件不開示情報1及び2を、条例7条2号及び6号を理由  
に不開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、日付のみでは個人の識別はできず権利侵害もない、新聞報道され  
ているものもある等と主張している。

実施機関は、本件不開示情報1及び2はいずれも、個人に関する情報で特定の個  
人を識別することができる情報（他の情報と照合することによってその者を識別で  
きるものを含む。）又は個人の特定はできないが、公にすることにより、なお個人  
の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例7条2号に該当すると説明する。  
また、当該情報は児童相談所の調査によって把握した情報であり、これが開示され  
ると児童相談所が関係機関からの信頼を損ない、今後の協力が得られなくなり、児  
童相談所の援助活動に支障を来すことから、条例7条6号にも該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報1は事件発生等の日付を記入する欄及  
び事件発生等の日付が不明の場合に記入する欄（以下「不明欄」という。）の情報  
であり、本件不開示情報2は市及び区の名称である。

これを踏まえ検討するに、本件不開示情報1及び2は、直ちに特定の個人を識別できる情報とはいえないものの、これを公にすれば、地域住民等一定の関係者にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、その結果、通常人に知られたいくない子ども虐待による死亡事例等の発生という機微な情報が当該関係者に知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、条例7条2号本文に該当する。また、新聞報道されている事件があったとしても、そのことをもって法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。さらに、公にすることにより、都と関係機関との信頼関係が損なわれ、都が行う事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものであることから、条例7条6号に該当する。

したがって、本件一部開示決定は、妥当である。

#### ウ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、別表2に掲げる本件請求文書について、保存年限満了により廃棄しており存在しないとして、本件不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書は存在しているはずである等と主張している。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、以下の説明があった。

本件請求文書は第1次から第17次までの調査票であり、平成16年度から令和2年度までに作成され、文書管理基準表上「児童相談所業務全般の総記の通知、調査、照会等（重要なものに限る）」に該当し、保存期間は3年であるところ、いずれも保存期間が満了し、既に廃棄しており、現に調査票は存在しない。また、調査票は電子データ又は紙で保存することとしており、電子データは共有サーバー上に存在せず、紙の調査票についても廃棄され存在しないことを確認した。

審査会が検討したところ、調査票の保存期間は3年であり、本件開示請求時点である令和6年6月20日時点では、本件請求文書はいずれも保存期間が満了していることから、廃棄されており、存在しないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件不開示情報	不開示理由	
1	「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第18次報告」の子ども虐待による死亡事例等の検証調査票	都報告に掲載のケース		
		1	・「発生」日及び不明欄 ・「死亡に至った事件の発生」日及び不明欄 ・「死亡日」日及び不明欄	7条2号及び6号
		都報告に掲載のケース以外のケース		
		1	・「死亡に至った事件の発生」年、月、日及び不明欄 ・「死亡日」年、月、日及び不明欄	7条2号及び6号
		2	・市 ・区	
2	「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第19次報告」の子ども虐待による死亡事例等の検証調査票	都報告に掲載のケース		
		1	・「発生」日及び不明欄 ・「死亡に至った事件の発生」日及び不明欄 ・「死亡日」日及び不明欄	7条2号及び6号
		都報告に掲載のケース以外のケース		
		1	・「死亡に至った事件の発生」年、月、日及び不明欄 ・「死亡日」年、月、日及び不明欄	7条2号及び6号

	査票	2	・市 ・区	
3	「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第20次報告」の子ども虐待による死亡（及び重症）事例等の検証調査票	死亡事例等の検証調査票		
		1	・「発生」日及び不明欄 ・「死亡に至った事件の発生」日及び不明欄 ・「死亡日」日及び不明欄	7条2号及び6号
		重症事例等の検証調査票		
		1	・「重症に至った事件の発生」年、月、日及び不明欄 ・「重症が発覚した日」年、月、日及び不明欄	7条2号及び6号
		2	・市 ・区	

別表2 本件不開示決定

本件請求文書	不開示理由
「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第1～17次報告」の子ども虐待による死亡（及び重症）事例等の検証調査票	保存年限満了により存在しないため。